

(株)地球の芽「小舟木エコ村 木材調達指針」を策定 / まずは構造材と合板

株式会社地球の芽(本社:滋賀県近江八幡市、代表取締役:秋村^{たかし}昂)は、開発中の「小舟木エコ村¹⁾」(滋賀県近江八幡市)で、自社販売区画の指定施工業者が住宅建設で利用する木材調達をより持続可能なものにするため、「小舟木エコ村 木材調達指針」と、具体的な実施基準(第1版)を策定しました。

地球の芽ではこれまでも森林資源の地域内活用に取組んで参りましたが、木材調達のグリーン化を普及啓発する「フェアウッド・パートナーズ」の啓発活動を通じ、海外で違法に伐採された木材が国内に流通し、それが世界の森林生態系の脅威となっている現状を知るに至り、県産木材の積極活用に止まらない、より包括的な取組みが必要と判断しました。そこで2008年より、国際環境NGO FoE Japan と(財)地球・人間環境フォーラムのご協力の下、専門家の出張講座を利用した勉強会や、事業関係各社²⁾による検討会を行い、自社の利用木材の状況や必要な取組みに関する検討を重ねて参りました。

そしてこのたび、5月22日の生物多様性の日を前に「小舟木エコ木材調達指針」を公表し、違法木材の利用を回避しつつ、より持続可能な木材調達に取組むことを宣言いたします。

今後はこの指針に基づきながら、段階的に取組みを進めることとし、まず2009年は、住宅建設において最も利用量の大きい構造材と合板の調達に関する具体的な運用基準を策定して、重点的に持続可能な木材調達システムづくりを行って参ります。

株式会社地球の芽は、自社の取組みを通して世界の木材生産地の生物多様性保全に微力ながら寄与すると共に、持続可能な暮らしを求めるお客様に安心して頂ける木材調達システムの構築を目指します。

小舟木エコ村 木材調達指針

- 1) 違法伐採の危険性が高い地域で伐採された木材、絶滅が危惧されている木材はなるべく利用しない。具体的な樹種・産地に関する情報は、専門家やNGOの意見を聞きながら、運用基準としてとりまとめ、定期的に更新する。
- 2) 小舟木エコ村に近い場所で産出された木材(滋賀県産木材・国産木材)を優先的に利用する。
- 3) 持続可能な森林経営が行われていると認証された森林から産出された木材を積極的に利用する。

本件に関するお問合せは、下記までお願いいたします。

(株)地球の芽 担当: 齊藤千恵

Tel: 0748-33-7522 Fax: 0748-33-8686 E-mail: lowcarbon@chikyunome.co.jp

小舟木エコ村は、NPO法人エコ村ネットワークが持続可能な社会へのモデルとして提唱する「エコ村」構想の第1号プロジェクトです。

(株)地球の芽は、企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)に参加しています。

- 1) 「エコ村」は特定非営利活動法人エコ村ネットワークの登録商標です。(株)地球の芽はライセンス契約に基づき小舟木エコ村事業において使用許諾を得ています。
- 2) 事業関係各社とは、小舟木エコ村で地球の芽が販売する建築条件付宅地での住宅建設に関わる企業各社です。
- 3) 「フェアウッド」とは、環境に配慮し社会的に公正な木材のこと。国際環境NGO FoE Japan と(財)地球・人間環境フォーラムとの登録商標です。